

転出 に関連する主な手続き

支所 マークのあるものは各支所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きを御自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	担当課 【受付窓口】
マイナンバー	マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	※転出先で次の手続きが必要です。 マイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用(住所変更)。※暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。電子証明書は転出予定日(転出日を過ぎての届出の場合は届出日)で失効します。	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課 【総合庁舎1階】 支所
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方 または 申請中の方	※カードの交付準備ができていない方は、転出手続き前に受け取ることができます。 ※カードを受け取られなかった方は転出先で再申請が必要になります。	窓口で御確認ください		市民課 【総合庁舎2階】
印鑑登録	印鑑登録をしている方	転出(予定)日で自動的に廃止になります。 カードは返却するか御自身で破棄してください。			
※各種被保険者証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に担当課まで郵送で返却いただくことも可能です					
保険年金	国民健康保険 に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・被保険者証の返却	国民健康保険被保険者証		市民課 【総合庁舎1階】 支所
	→修学のために親元(旭川市)から修学地(旭川市外)に住所を移す場合	親元の国保に加入する手続き ※市民課では転出届と同時のみ受付			市民課 ※保険料、その他内容については国民健康保険課
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	被保険者証の返却	後期高齢者医療被保険者証		国民健康保険課 【総合庁舎2階】 支所
	→北海道外へ転出する方	負担区分等証明書の受取(郵送の場合有) ※転出先へ提出してください			
	各種認定証等をお持ちの方	各種認定証等の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など		国民健康保険課 国保【総合庁舎1階】 後期【総合庁舎2階】 支所
国外へ転出する方(国民年金に加入の方)	国民年金についての御相談(納付方法等)			市民課国民年金担当 【総合庁舎1階】 支所	
介護保険	65歳以上の方	被保険者証の返却	介護保険被保険者証		介護保険課 【総合庁舎2階】 支所
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先でも旭川市の介護保険被保険者証をそのまま使ってください			介護保険課 【総合庁舎2階】
	要介護・要支援認定を受けていた方	新住所地に住み始めた日から14日以内に、転出先で要介護度の引継ぎに関する手続きをしてください。	※旭川市では「介護保険受給資格証明書」を発行しておりません。転出先で要介護・要支援認定を受けていたことをお申し出ください。		
高齢	バス乗車証(寿バスカード)をお持ちの方	バス乗車証(寿バスカード)の返却	バス乗車証(寿バスカード)		長寿社会課 【総合庁舎2階】 支所
	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう助成券をお持ちの方	助成券の返却	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう助成券		
福祉	障がいの手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	転出先で手続きをしてください			障害福祉課 【総合庁舎1階】
	自立支援医療受給者証(更生医療, 精神通院医療) 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方				
	特別児童扶養手当を受給している方				
	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失届	重度心身障害者医療費受給者証		国民健康保険課 【総合庁舎2階】 支所
	特定疾患医療受給者証または特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方	転出先で手続きしてください ※札幌市または道外に転出の場合は担当課に御確認ください			保健予防課 【総合庁舎4階】
子ども	小学生・中学生のお子さんがある方	学校で転校手続き	学校から「在学証明書」を受領し、転出先へ提出してください		学務課 【総合庁舎4階】 25-7564
	児童手当を受給している方	受給事由消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください			子育て助成課 【総合庁舎3階】 支所
	子ども医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失届	子ども医療費受給者証		
	妊娠中の方	旭川市の妊産婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください			おやこ応援課 26-2395
	ひとり親家庭等に該当している方 ・児童扶養手当を受給している方 ・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	児童扶養手当(住所)変更届 ※転出先の状況によっては資格喪失届 資格喪失届	児童扶養手当証書 ひとり親家庭等医療費受給者証		子育て助成課 【総合庁舎3階】 支所
	医療費助成(養育医療, 育成医療, 小児慢性特定疾病)を受けている方	各受給者証の返却 ※転出先で手続きしてください	各受給者証		子育て助成課 【総合庁舎3階】
	上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書等の取得 ※不要な場合もあります。転出先の市町村に必要な書類を確認してください。	本人確認書類(運転免許証など) ※本人以外の証明を取得する場合は委任状が必要です		市民課 【総合庁舎1階】 支所
税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話またはインターネットで手続きできます		水道局お客様センター 24-3163
	原動機付自転車(125cc以下), 小型特殊自動車 を所有している方	標識の返納	受付窓口で御確認ください		税制課 【総合庁舎3階】 支所

税・料金	軽2輪（125cc超 250cc以下）を所有している方	※転出先市町村の軽自動車税担当部署に御確認ください		税制課 【総合庁舎3階】
	軽自動車（4輪・3輪）を所有している方			
	2輪の小型自動車（250cc超）を所有している方			
	旭川市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人の御相談	担当課に御確認ください	資産税課 【総合庁舎3階】
	市税・国民健康保険料の納付について相談される方	納付相談		納税推進課 【総合庁舎3階】 25-5980

その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	担当課に御確認ください	市営住宅課 【総合庁舎5階】
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申込み	日にちに余裕を持ってお申し込みください	クリーンセンター 粗大ごみ受付専用 36-5300

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急に届け出てください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書はそのままでも有効です。実際に住み始めた市区町村に届け出てください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。市民課・各支所の窓口で早急に取消の手続きをしてください。（転出証明書をお持ちください）

● 各支所のご案内 ●

神居支所（神居2条9丁目 61-2311） 江丹別支所（江丹別町中央 73-2001） 永山支所（永山3条19丁目 48-1111） 神楽支所（神楽3条6丁目 61-6191）
東旭川支所（東旭川北1条6丁目 36-1111） 西神楽支所（西神楽南2条3丁目 75-3111） 東鷹栖支所（東鷹栖4条3丁目 57-2111）

旭川市役所

〒070-8525
旭川市7条通9丁目4番地



市役所代表電話

0166-26-1111



担当課名と手続の内容をお伝えください。担当課にお繋ぎいたします

開庁時間 午前8時45分 ~ 午後5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)

※市民課窓口の開庁時間を延長しています(毎週木曜日午後7時まで)。
取扱業務はご確認ください。

支所でも受付できる手続があります。内側の表で御確認ください。

旭川市ホームページ <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

- 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

転出先に住み始めてから **14日以内**に、
転出先の市区町村で転入届が必要です

※マイナンバーカードでのコンビニ交付について、転出届を出した方はコンビニ交付サービスを利用出来ません。なお、同一世帯の方で転出届を出した方がいる場合、世帯の方全員分の住民票が取得できなくなります。

関連する主な手続は内側にあります

必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためて御来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

※有効期限内の原本

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きの証明書＞



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・住民基本台帳カード（顔写真付き）
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・被保険者証 ・介護保険被保険者証
- ・年金手帳、年金証書
- ・医療費受給者証
- ・社員証、学生証など

代理人の方が手続するときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続の場合は、手続の対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。